

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 2019年 8 月 9 日   |
| 【会社名】               | 株式会社コア  |
| 【英訳名】               | CORE CORPORATION  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長執行役員 松浪 正信   |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目22番 3 号   |
| 【電話番号】              | 03-3795-5111  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役専務執行役員<br>最高財務責任者 市川 卓   |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目22番 3 号   |
| 【電話番号】              | 03-3795-5111  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役専務執行役員<br>最高財務責任者 市川 卓   |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 92,643,600円<br>(注) 本募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。                                |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社コア R & Dセンター<br>(神奈川県川崎市麻生区南黒川11番 1 号)<br>株式会社コア 関西カンパニー<br>(大阪府大阪市住之江区南港東八丁目 2 番25号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2020年3月期第1四半期報告書(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)を2019年8月9日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2019年6月21日付で提出した有価証券届出書並びに同年6月26日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書及び同年7月29日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2020年3月期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2020年3月期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)の連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

## 第三部【参照情報】

（訂正前）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

第50期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月21日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書】

該当なし

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2019年6月26日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

第50期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月21日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書】

第51期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月9日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2019年6月26日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年8月9日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。